令和８年１０月１日

建設業労働災害防止協会　御中

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会 事務局長

改正労働安全衛生法等に係る説明会の開催へのご協力について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴会におかれましては、個人事業者等安全衛生推進協議会の構成員として、個人事業者等の安全衛生確保支援事業の運営に格別のご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当連合会におきましては、５月１３日の第１回協議会にてご確認いただきました方針を踏まえ、教材等検討会を重ね、構成団体をはじめとする関係団体の皆様が実施される説明会等に向けて、準備を進めて参りました。

今般、改正労働安全衛生法関係の説明資料が整い、各地で説明会が順次開催される運びとなりました。

また、時間的制約等により説明会への参加が難しい関係者の皆様向けに作成することとされていた短時間の説明会補足動画（別添一覧表参照）も収録が済み、近日中に厚生労働省公式 YouTube チャンネルに掲載する予定にしております。

＊チャンネルの URL　MHLWanzenvideo - YouTube

当連合会では、皆様からの説明会開催の申込を受け、資格のある講師を派遣して、改正法の内容を正しく、わかりやすく解説し、理解を深めていただき、すべての関係者が健康で安全に就労する一助となるように取り組んで参りたいと考えております。

業務ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、貴団体におかれましては、下記を踏まえ、貴団体の関係者の皆様を対象とした説明会の開催についてご検討いただきますようご協力をお願い申し上げます。

記

１　説明会の内容、時間等

（１）説明会の資料は、「個人事業者等向け」、「注文者等（作業場所管理事業者を含む。）向け」にそれぞれ作成しておりますが、開催主体の要望を踏まえ、講師との間で説明内容を調整して開催いたします。

（２）説明会の時間は、２時間程度を基本としていますが、時間が確保できない場合には、説明時間を３０分とし、その余は、都合のつく時間に短時間の説明会補足動画を視聴していただくことも可能としております。

（３）開催形式：対面による開催、オンラインによる開催（Zoom）、いずれも可能です。

（４）対象者：貴団体の会員のほか、貴団体や会員における安全衛生活動の推進に参画する者（産業医、産業保健スタッフ等）

（５）説明会の開催時期：令和８年９月から令和９年２月中旬頃まで

（６）説明会に関する全基連ＨＰのＵＲＬ、申込フォーム

https://zenkiren.com/jutaku/kojin-jigyosha/setsumeikai.html （申込フォームにもリンク）

または、全基連ＨＰ（ホーム）→受託事業→個人事業者等の安全衛生確保支援事業→説明会への講師派遣等→「説明会への講師派遣等申込フォーム」から申し込んでください。

＜本件照会先：公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（全基連）＞

TEL 03-5283-1030　担当　川田代　磯谷　寄木　高橋　中山

説明会補足動画一覧表

別添一覧表

Ⅰ　改正法令関係

対象	番号	名称（タイトル）	内　容
全般	1	改正法の全体像	個人事業者の定義や関係する安全衛生対策を体系的に解説。高齢労働者の災害防止、仕事と治療の両立支援等も提示
	2	注文者による安全衛生への配慮	注文者とは業種に関わらず仕事を他人に請け負わせる者であることを確認し、個人事業者等のために配慮すべき事項を解説
	3	申告制度	事業場に法令に違反する事実があるとき、個人事業者が労働基準監督行政機関に是正措置を取るよう求めることが可能になったことを紹介
	4	災害報告制度	個人事業者が業務災害で被災した場合に労働基準監督行政機関に報告する制度が新設。報告義務が誰にあるのかや報告内容を解説
	5	混在作業における連絡調整と協力	混在作業とは何か？それが行われる場所とは？混在作業による労働災害の防止のための必要な措置とは？これらを紹介
	6	健康管理	個人事業者等が健康に就業するため策定された「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」をメンタルヘルスも含め解説
個人事業者等関係	7	労働安全衛生法の概要（個人事業者等の定義）	事業者と個人事業者との違い、作業従事者・作業従事役員とは何か等も含め具体的に解説。自分が個人事業者であることを自覚できます。
	8	労災保険の特別加入制度	特別加入できる業種・職種等を具体的に掲示。補償の種類・内容や保険料も解説
	9	注文者に求める安全衛生経費の積算方法	その意義や経費に該当する項目を具体的に掲示し、労働災害防止対策に要する経費を適正に積算（見積）することの重要性を解説
	10	個人事業者等が守るべき事項	改正法で新設された個人事業者が守るべき事項、講ずべき事項を具体的に掲示し、注目点、留意点を解説
	11	個人事業者等が使用する機械等に係る措置	新たな義務となった個人事業者が講ずべき機械の規格・安全装置の具備、定期自主検査の実施について具体的に解説
	12	個人事業者等が受けるべき教育	新たな義務となった個人事業者等が危険・有害な業務に就くときに受けるべき特別な教育を具体的に解説
	13	注文者が講ずる措置への対応	特定元方事業者、作業場所管理事業者、注文者等が講ずる措置に応じて、個人事業者が対応すべき事項を解説
注文者等関係	14	安全衛生管理体制	安全衛生管理のあり方について、個別の事業場、建設業・造船業、製造業の３つに着目し、図表を用い解説
	15	連絡調整不足による労働災害事例	元請と下請の混在作業、運送会社と物流センター会社の社員の混在作業等で発生した災害の状況と問題点を検証
	16	特定元方事業者等による統括管理・連絡調整等の措置	混在作業場所に関する協議組織の設置運営、作業間の連絡調整、作業場所の巡視等のあり方を解説
	17	特定の作業等に係る注文者としての措置	建設業・造船業、製造業における注文者として特定の作業を他に請け負わせる者が講ずべき措置を、混在作業・個人事業者に着目し、解説
	18	個人事業者等に仕事を請け負わせる際の留意事項	労働安全衛生法が改正され、個人事業者等が同法の保護の対象、義務の主体として位置づけられたことの意味を共有していくことの必要性を提起
	19	作業場所管理事業者として必要な措置	荷の搬入搬出、機械設備のメンテナンス等様々な業態で見られる混在作業場所を管理する者（作業場所管理事業者）に求められる措置を解説
	20	注文者等向け（建設業・造船業）	＊注文者等関係のインデックス（14～19）を組み合わせ、加工し、①建設業・造船業、②製造業、③その他（①、②以外）の３つの種類の動画を別途再編（作成）している（20,21,22）。
	21	注文者等向け（製造業）	
	22	注文者等向け（その他一般）	

Ⅱ　安全衛生対策

番号	名称（タイトル）	内　容
1	労働安全衛生法とは	法の目的・特徴、労働災害の定義、安全衛生管理体制、講ずべき措置等を分かりやすく解説
2	主な労働災害の類型と災害防止対策	墜落・転落、激突、転倒、崩壊など主な事故の型を発生の仕組み等に着目し説明
3	熱中症の予防	どんな状態の時に熱中症を疑うのか。発生しやすい条件とは。重症度の見分け方等を解説
4	過重労働	時間外労働時間数と健康障害の関係、個人事業者自身による健康管理、注文者の配慮等を具体的に提示
5	メンタルヘルス・ストレス	納期や売上の不安を一人で抱え込む。そんな貴方に知って欲しい対処法を解説
6	面接指導	健康診断結果に加え、長時間労働、眠れない等があれば医師による面接指導が有用。その仕組みを解説
7	危険有害業務	免許の取得、技能講習の修了、安全衛生特別教育の受講、作業主任者の選任等が必要な業務の全てを提示
8	健康診断	会社は用意しない・自分で予約。休業リスクを少なくするための投資として受診の必要性を提示
9	安全配慮義務	個人事業者の安全衛生の確保のために注文者等が講ずべき措置を具体的に提示し、民事面も含め解説
10	ハラスメント	パワハラ、セクハラ、マタハラ、何故ハラスメントはいけないのか。フリーランスを焦点に解説
11	高齢者の安全対策	筋力、視力聴力、反応速度。これらの衰えを理解し、作業環境を整えると事故を減らせること等を解説
12	化学物質管理	化学物質が含まれる製品とは。その危険有害性とは。ラベル表示義務とは。暴露低減対策含め解説
13	義務と努力義務	50人未満の事業場でのストレスチェックの努力義務が義務化される？そもそもその違いとは。
14	保護具	マスク、耳栓は正しく装着し、身を守りましょう。
15	リスクアセスメント	危険有害なもの・危ない作業・場所を探し、考え、対策する。災害防止の基本を解説
16	安全衛生教育・就業制限	新たに義務化された個人事業者の危険有害業務に係る安全衛生教育の受講を免許・技能講習との相違を踏まえ解説

別紙

改正労働安全衛生法等に係る説明会の開催について（イメージ図）

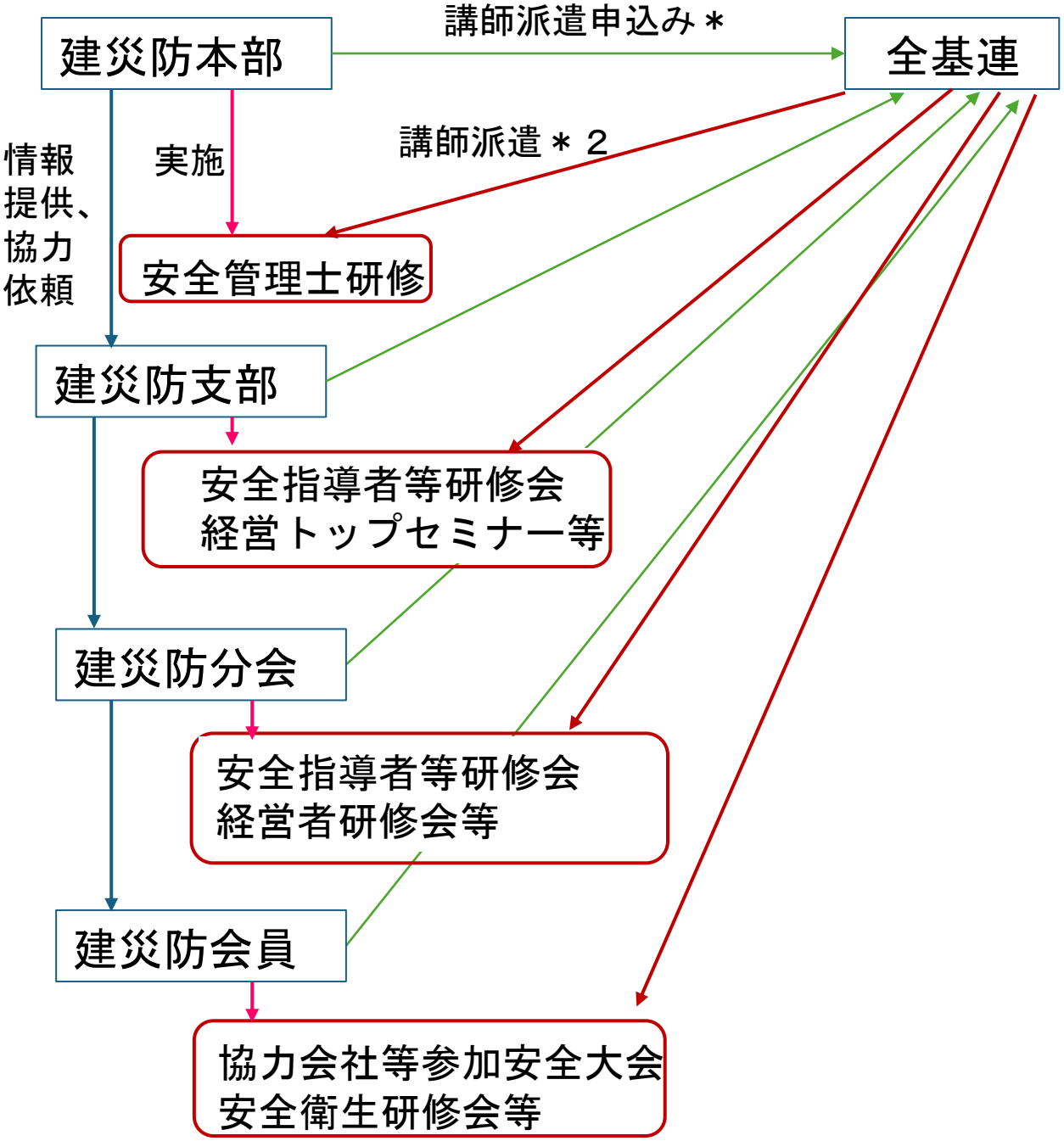

＊講師は、説明会実施団体が、直接、全基連ウェブサイトの申込フォームに記入することにより派遣を申し込む。
＊２対面、オンライン（Zoom）いずれも可能。
　開催方式は、説明会単独開催のほか、上記の各種研修、セミナー等の中での説明も可能。
　時間は、２時間程度を基本とするが、最短30分で、後は、都合の良い時間に短時間の説明会補足動画（15～30分程度）を視聴することも可能。